

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：26401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24560786

研究課題名(和文) 明治前期の徴発物件資料にみる民家の基礎的研究

研究課題名(英文) A study on the folk dwelling based on chohatsu bukken shiryo during the early Meiji period

研究代表者

三浦 要一 (MIURA, YOICHI)

高知県立大学・文化学部・教授

研究者番号：70305803

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、陸軍省が明治期に刊行した『徴発物件一覧表』の調査過程で作成された徴発物件資料および類例資料を調査した。徴発物件資料は、明治前期における一町村内のすべての民家の平面、附属屋が記録された貴重な資料であり、戦後の民家研究が対象とした地主クラスに加え、遺構が現存しない小規模な民家が含まれていた。本研究は、徴発物件資料の資料的性格を明らかにし、文献資料を援用する新たな民家研究を提示した。さらに徴発物件資料を基礎資料に、建築史研究として分析をおこなうための指標を確立した。

研究成果の概要(英文)：This paper clarified the overall plan types of the folk dwellings in the early Meiji period. The clarification was made possible thanks to a document - chohatsu shirabetsuzuri which is also known as chohatsu bukken shiryo - which was compiled in 1883 on the basis of a land survey. The document describing the plan types in the village helped to establish a comprehensive overview of the folk dwelling plan types of the village during that period. One limitation of the historical value of this document is that it is not possible to determine whether plan types were originally type or they had been remodeled other plan types.

研究分野：日本建築史・都市史

キーワード：民家 平面 住宅規模 住まい方 明治前期 徴発物件資料

1. 研究開始当初の背景

(1) 「学界展望 民家研究」にみる研究動向

民家研究は戦後に復原と編年の研究方法が確立し、昭和41年度から緊急調査が全国的に展開され、重要文化財の指定がすすめられた。民家の建築史研究が開始され、すでに半世紀以上が経過し、『建築史学』(第46号, 2006)の「学界展望 民家研究」は、御船達雄が1984年以降の研究成果をまとめている。

そのなかで、戦後に民家研究が対象とした遺構の性格が地主クラスに偏重し、現存遺構に比重をおいた調査に疑問を呈している。民家の全体像を明らかにする新たな視野と方法の必要性を指摘し、史料を援用する研究の重要性を主張する。また、遺構だけでは民家の全体像を語ることはできず、現存遺構は庶民とはいえ、上層の人々の住まいである点に注意する必要があると指摘されている。

(2) 遺構が現存しない民家に対する本研究の位置づけ

本研究は、すでに現存しない民家を視野に入れて、平面の全体像や住まい方をどのように解明するかということ課題とする。民俗学には民家の住まい方に関する研究はあるが、近代初期に遡る住まい方は調査が不能であるために明らかになっていない。

庶民の住宅は小規模で残りにくいいため、庶民生活の歴史には不明な点が多い。したがって遺構が現存しない小規模な民家を含め、一町村における平面の全体像や住まい方を歴史的に把握するには文献研究が有効となる。

先駆的な文献研究には、白木小三郎が紹介した阿波藩の「棟附帳」があり、江戸時代における主家と隠居の関係、主家と下人の主従関係を明らかにするが、史料は民家の平面を示すものではない。

(3) これまでの先行研究と本研究の関係

本研究では、陸軍省が明治16年(1883)

に刊行した『徴発物件一覧表』の調査過程で作成された資料(以下「徴発物件資料」と略記する)を検討し、明治前期における民家の平面と住まい方を中心に考察を加える。

徴発物件資料は、明治15年8月12日に太政官布告第43号として公布された「徴発令」および同年12月18日に「徴発事務条例」として布達された施行規則にもとづくものである。明治10年の西南戦争は、物資の徴発が多量にのぼり、不換紙幣の濫発とあいまって調達物資の物価高騰に苦しんだ。

明治政府はこの教訓を活かし、戦時もしくは事変に際して必要とする人材、物資、郵送手段、諸施設などを対象に、徴発可能な物件の実態を調査した。諸施設は官廨(官署)、社寺、学校などが徴発物件の対象とならなかったが、住宅の戸数と坪数が調査されていた。

『徴発物件一覧表』の「徴発物件表」は、各町村の「各戸坪数」が掲載された。「各戸坪数」は、有事の際に兵士の「宿舍ニ充ツヘキ坪数」を町村ごとに調査した。「各戸坪数」の算出には、家屋の床上部分を部屋ごとに描き、部屋の畳数などを記入し、居住者の寝室、仕事場や営業に必要な部分を除き、有事の際に徴発可能な坪数を確定し、町村内のすべての家屋を対象に実施する必要があった。

その調査過程で作成された資料が現存することを発見し、「徴発物件資料」には一町村内の家屋の平面が描かれており、明治前期の同一年代における一町村内の平面をトータルに把握することを可能にする貴重な資料として着目するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、陸軍省が明治期に刊行した『徴発物件一覧表』の調査過程で作成された徴発物件資料および類例資料を調査し、先行研究の総括をおこなう。徴発物件資料は、明治前期における一町村内の民家の平面が記録された貴重な資料であり、戦後の民家研究が対

象とした地主クラスに加え、遺構が現存しない小規模な民家が含まれる。

本研究は、徴発物件資料の資料的性格を明らかにし、この資料を援用する新たな民家研究を提示する。さらに徴発物件資料を基礎資料に、建築史研究として分析をおこなうための指標を確立する。

3. 研究の方法

(1) 徴発物件資料による先行研究の総括

東洋大学内田雄造研究室は、埼玉県川越町の明治16年「徴発物件書類 家屋取調書」を基礎資料に、川越の町家に関する研究成果を発表されていた（日本建築学会関東支部研究発表会、1985）。この研究以外に、これまで体系的に論じられることが少なかった徴発物件資料および類例資料を調査し、平面や住まい方を検討できる資料には、どのようなものが現存するかを明らかにする。

(2) 徴発物件資料の資料的性格の解明

徴発令第18条には、「居住者ノ起臥及ヒ營業ニ必要ナル場所ヲ徴用スルコトヲ得ス」とある。現地で家屋ごとに居住者の寝室や営業に必要な場所、徴発可能な部分を描いた野帳、それを清書した書類が作成されたものと考えられ、徴発物件資料とはいかなる資料であるかを明らかにする。

(3) 建築史研究からみた徴発物件資料の検討

徴発物件資料に描かれた平面図は、徴発する坪数を確定するために作成されており、明治前期における民家の平面の分析にあたっては、資料批判が必要不可欠となる。本研究では、徴発物件資料の作図技法や描法そのものを取りあげ、どのような分析が可能であるかを検討する。

(4) 徴発物件資料を分析する指標の確立

資料批判の結果を踏まえ、徴発物件資料を

分析するための指標を確立する。本研究は民家の平面や住まい方に関する成果を基盤に、遺構の復原と編年の成果をまとめた民家緊急調査報告書などを参考にしながら、徴発物件資料がもつ建築史研究の新たな可能性を提示する。

4. 研究成果

(1) 徴発物件資料の資料的性格

① 「明治十六年十二月 徴發下調 相樂郡北村戸長役場」(京都府北村)

京都府相樂郡北村の戸長役場が「徴発物件表」を提出するため、現地調査で作成された下図が「明治十六年十二月 徴發下調 相樂郡北村戸長役場」と題され、現存することを確認した。「徴發下調」は鉛筆書きであり、図面がフリーハンドで描かれており、判読にかなり時間を要した。図面には主屋に加えて、附属屋の記載があり、記載内容について資料批判をおこなった。

② 「徴發調綴」(京都府北村)と「家屋繪圖面」(徳島県漆川村)の共通点と相違点

「徴發調綴」は、「明治十六年十二月 徴發下調 相樂郡北村戸長役場」の主屋を清書したものである。「明治十七年一月一日調 家屋繪圖面」は、下図が現存しないが、徳島県三好郡漆川村戸長に提出したものであり、「徴發調綴」と同様に主屋を清書した図面が掲載されている。

2ヶ村の徴発物件資料は、墨引で図面を清書し、図中に室名や畳数あるいは坪数が書き込まれる。ところが大工あるいは建築教育を受けたものが作成したとは考え難く、記載内容を比較して共通点と相違点を明らかにし、平面と住まい方の分析にあたって必要な建築史研究としての資料批判をおこなった。

(2) 徴発物件資料を援用した民家研究

徴発物件資料は、1枚ごとに1戸分の家屋の平面がラインプランで描かれ、土間部分は

「内庭」、各室に坪数あるいは畳数が明記されている。部屋には「寝所」という書き込みがあり、「床」「ヲシ入」が記入される場合もある。さらに「総坪数合計」と「内 徴発ニ供スル坪数 寝所 家族」が表記され、家屋の総坪数合計、徴発に供する坪数、寝所の坪数、家族の人数が明らかとなる。

町村ごとに徴発に供する坪数を算出するためには、家屋ごとに土間部分や各室の坪数あるいは畳数を把握し、家族の寝室を除いて有事の際に徴発可能な部分を確定し、全家屋を対象にして正確に集計する必要がある。

したがって徴発物件資料は、明治前期における家屋の平面図を記録した信憑性の高い資料と考えられる。家屋の内部は、部屋の分化や土間の床上化など改造されていた可能性が高く、建築当初の平面でなく現状図が記載されていることに留意する必要がある。

以上、徴発物件資料の記載内容を踏まえ、民家研究の意義は、つぎのようになる。

第一に、徴発物件資料は、明治前期の同一年代における一町村内の平面の諸相をトータルに把握することが可能である。遺構が期待できない一間取や二間取の小規模なものから、四間取や多くの部屋をもつ多間取の平面が判明し、平面の類型化が可能である。

第二に、徴発物件資料は、近世の民家を直接的に対象とするわけではないが、明治前期には幕末から明治初期に建築された民家の大多数が現存していたと想定できる。さらに徴発物件資料は、近代化を遂げる以前の民家の平面について検討を加えることができる。

第三に、徴発物件資料は、類型化した平面と坪数、桁行と梁間の規模の関係を分析することで明治前期における住宅規模を明らかにすることができる。一町村のすべての家屋を分析の対象とすることで、現存遺構は明治前期に遡って上層の人々の住まいであったことを検討できる。

第四に、徴発物件資料は、描かれた平面に

寝室の位置を示した「寝所」が記入され、さらに「家族の人数」の記入がみられる。家屋ごとにどの部屋が寝室で、寝室は何室あったか、何人で生活していたのか判明するため、明治前期における住まい方の一端を明らかにすることができる。

第五に、徴発物件資料には現地調査で作成された野帳と推定される「徴発下調」が残されていることが考えられる。「徴発下調」は、離れ座敷、蔵、納屋、物入、厩、便所、風呂などの附属屋を含む家屋構成が記載されている可能性が高い。一般に附属屋として土蔵を所有することが、民家の階層性の優位性を示すと考えられている。土蔵の所有状況に加えて、便所や風呂などの住宅設備について検討を加えることで、明治前期における住宅事情を明らかにすることができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

①三浦要一：附属屋を調査した明治前期の徴発物件資料、もう一つの「民家」の系譜—付属屋と小屋、査読無、(一社)日本建築学会、2015年7月予定、6頁

②三浦要一：災害と民家—もつともながいあいだ、被害をうけてきた日本建築のなかにひそむ知恵の抽出—、建築雑誌、査読無、第1641号、(一社)日本建築学会、2013年、p.55

[図書] (計 1 件)

①荻谷勇雅・西村幸夫編集：山川出版社、歴史文化遺産 日本の町並み 下巻、高知県を分担執筆、2015年7月予定

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三浦 要一 (MIURA YOICHI)

高知県立大学・文化学部・教授

研究者番号：70305803